

定 款

公益社団法人 小田原薬剤師会

第1章 総則

【名称】

第1条 この法人は、公益社団法人小田原薬剤師会（以下「本会」という。）と称する。

【事務所】

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県小田原市に置く。

第2章 目的及び事業

【目的】

第3条 本会は、薬剤師の倫理の高揚及び職能の向上並びに薬学・薬業の進歩発展を図ることにより、地域住民の健康確保や地域医療の向上に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 薬剤師の職能及び資質向上に関する事業
- (2) 地域社会の救急医療体制の確保に関する事業
- (3) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (4) 地域住民に対する医薬品適正使用等の啓発に関する事業
- (5) 学校環境衛生に関する事業
- (6) 医薬分業に関する事業
- (7) 地域保健医療・介護・福祉への貢献並びに医療安全の確保に関する事業
- (8) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (9) 機関誌及び薬事関係図書刊行に関する事業
- (10) 他の関係諸団体等との連携、協力及び支援に関する事業
- (11) 会員を対象とした共益に関する事業
- (12) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

第3章 会員

【法人の構成員】

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 小田原市、南足柄市、足柄上郡又は足柄下郡の周辺区域内において居住し、若しくは勤務する薬剤師又は薬事関係者であって、次条の規定により入会した者
 - (2) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で決議した者
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

【正会員の資格の取得】

第6条 正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより会長に申し出てその承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項の規定により入会を承認した場合は、理事会にその旨を報告しなければならない。

【経費の負担】

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は入会金、所定の会費及び負担金（以下「会費等」という。）を本会に支払う義務を負う。

【任意退会】

第8条 会員は、理事会において定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

【除名】

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき
 - (2) 会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会の1週間前までに当該会員に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

【会員資格の喪失】

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に規定する会費等の納入を怠り、催告を受けた後1年を経てもなお支払わないとき
- (2) 総会員が同意したとき

- (3) 当該会員が死亡したとき
- 2 前項により会員資格を喪失したときは、本会に対しての会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務を免れることはできない。
- 3 第1項により会員資格を喪失したときは、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 役員等

【役員の設定】

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、若干名を専務理事及び常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

【役員を選任】

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

【理事の職務及び権限】

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務及び権限】

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【役員任期】

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【役員解任】

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

【役員報酬等】

第17条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を理事手当として支払うこととする。支給等の基準は理事会で定める。

3 理事及び監事が研修会等の講師をおこなった場合、細則第10章に基づき講師料を支払う場合がある。

4 使用人兼務役員の給与

理事及び監事が使用人を兼ねる場合は、使用人部分に関して給与を支給する事とする。

【顧問及び相談役】

第18条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、理事会その他の会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、顧問及び相談役のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。支給等の基準は理事会で定める。

5 顧問及び相談役には、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。支給等の基準は理事会で定める。

【職員】

第19条 本会に、職員若干名を置くことができる。

2 職員に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て定める。

第5章 総会

【構成】

第20条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

【権限】

第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【開催】

第22条 総会は、通常総会として事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、事業年度開始前及び必要がある場合に開催する。

- 2 前項の通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

【招集】

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の14日前までに通知しなければならない。
- 3 会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

【議長】

第24条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

【定足数】

第25条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

【議決権】

第26条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

【決議】

第27条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第11条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

【書面議決等】

第28条 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、第25条及び前条の適用については出席したものとみなす。

【議事録】

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

【構成】

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権限】

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

【招 集】

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が、理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

【議 長】

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により副会長が議長を代行する。

【決 議】

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【議事録】

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
ただし会長の選定を行う理事会の議事録については、他の出席した理事も記名押印する。

第7章 資産及び会計

【事業年度】

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

第37条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て直近の総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

【事業報告及び決算】

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

第39条 この定款の変更は、総会において、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

【解散】

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【公益認定の取消し等に伴う贈与】

第41条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

【残余財産の帰属】

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

【公告の方法】

第43条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

第44条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事である会長は相田邦彦とし、副会長は加藤孝、鈴木賢治、専務理事は清水一恵、常盤孝司、常務理事は荒井俊明、熊井佳子とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成30年6月25日変更